

議案第 6 号

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

使用料等の減免に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例（平成18年富津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条第2号中「教育関係団体」を「社会教育関係団体」に改め、同条第3号中「定める」を「掲げる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。